

講座レポート

プレパパママ応援講座

～子育て体験ボードゲーム サンゴクエスト～

9月3日(日)

◆講師◆ 戒 多麻枝 さん
(NPO 法人SEAN サンゴクエスト認定ファシリテーター)

これから父親、母親になるための準備として、協力して子育てする意義や産後の役割について考える講座でした。妊娠・出産・産後期に起こりうる、さまざまな出来事やこころの動きをシミュレーションできるボードゲーム「サンゴクエスト」を使いながら二人の思いを伝え合い、価値観を共有し、どのように対応するのか考えながら進めていきました。

出産後の様々な変化により良好な夫婦の関係が悪化する「産後クライシス」に陥らないように夫婦でお互いに話しあうことがとても大切であると気づいていただくキッカケになる講座でした。

講座開催案内

パープルリボンと生花で

フラワーアレンジメントを作ろう!!

「女性に対する暴力をなくす運動期間」にちなみ、パープルのリボンと生花を用いたアートフラワー作りを通して、女性に対する暴力の問題などについて考えてみましょう。

日時: 11月26日(日) 午前10時～12時

場所: 男女共同参画センター

講師: エリ子花前カレンさん(プロフローリスト)

費用: 2,500円(材料費) 11/16までに持参下さい

定員: 30人(11/7以降の申込先着順)

保育: 2歳～就学前児童6人

保育申込締切 11月16日(木)

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

岸和田城をライトアップ!

毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国で啓発活動が展開されます。

女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなんで、岸和田城を紫色にライトアップします。パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージを込めています。

岸和田城のライトアップ

11月12日(日)～26日(日)

日没～午後10時

(26日のみ午後8時半～午後10時)

DV予防啓発パネル展

市役所 新館1階 11月9日(木)～17日(金)

岸和田カンカンベイサイドモール WEST2階

11月17日(金)～12月4日(月)

男女共同参画センター 11月9日(木)～26日(日)

配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が
令和6年4月1日から新しくなります。

保護命令制度とは、地方裁判所が被害者の申立てにより、配偶者等に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

改正のポイント

- ・接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- ・子への電話等禁止命令の創設
- ・保護命令違反に関する罰則の加重
(2年以下の拘禁刑/200万円以下の罰金)

重篤な精神的被害を受けた場合にも
保護命令の対象が
拡大します。

保護命令の種類

1年間 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間 被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求
無言電話、緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信
GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間 被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

無言電話、緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信
GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2ヵ月間 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6ヵ月間

制度が始まって1年!「パパの育児休業」を考えよう

夫婦で子育てすることは、信頼関係を高め、その後の関係を良好にします。

令和4年10月、「産後パパ育休」(男性版産休)制度がスタートしました。出生後8週間以内に、2回に分けて最長4週間取得できます。育休について、夫婦で話し合ってみませんか。

